アンケート調査編

第3章 アンケート調査 - 母に聞く「仕事と生活と支援について」

第1節 アンケート調査の実施概要

1. 目的

2002 年に「母子および寡婦福祉法の一部を改正する法律案」が改正され、翌 2003 年には「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、児童扶養手当を受給している母の経済的自立を促進する様々な施策が施された。これらの施策は、母子家庭の母の就業と経済状況の改善にどのような効果を持っているのであろうか。母子家庭の母への就業支援の政策効果を検討する上での基礎資料として、「母子家庭の母への就業支援に関する調査」を実施し、母子家庭の生活、就業の実態および意識について調査した。

2. 調査対象

調査対象者は「死別、離別、未婚などにより現に配偶者のいない女性が 20 歳未満の子どもを育てている世帯」で、全国 20 の自治体¹の 6,226 世帯が調査対象者に含まれている (付表 1)。

3. 調査方法

- 1) 調査の手順としては、まず 20 の自治体の母子家庭等就業・自立支援センター等が保有している名簿登録者に協力要請はがきを送付する²。次に、はがきで「協力可」との回答を得られた世帯にアンケート調査票を発送する。
- 2) 上記で抽出された世帯には母子家庭ではない世帯(例えば、末子の年齢が20歳以上の世帯)については、「該当しない」旨の回答を依頼した。
- 3) 郵送による配布、回収を行った。

4. 調査の枠組み

本調査は、2001年1月に旧日本労働研究機構が行った「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(以下「2001年 JIL 調査」)を下敷きにしたものである。母子家庭における母の就業状況、資格・技能、生活状況等主な事項については、本調査は「2001年 JIL 調査」の質問項目を照準している。なお、今回の調査目的に照らして新たに加えた調査項目は下記の通りである。

・2003 年以降に導入された 4 つの公的就業支援事業の認知度及び利用状況

¹ この 20 の自治体は、無作為抽出したものではなく、アンケートへの協力要請に応じた自治体である。

² なお、住民基本台帳から調査対象世帯を無作為に抽出する方法も考えられるが、母子家庭の母への公的就業支援制度を利用しているサンプルを吸い上げるのが非常に困難であること等の理由により、本調査は住民基本台帳を用いたサンプリング方法を採用しなかった。

- ・就業支援のニーズ
- ・資格や技能の取得において、公的就業支援の利用有無
- ・パソコンの使用頻度、具体的な操作項目においての習熟度等

5. 主な調査事項

- 1) 母の就業状況(現在の仕事、過去のキャリア、転職希望等)
- 2) 母の資格や技能(資格の有無、取得方法、公的支援の利用有無等)
- 3) 生活状況(社会保険の加入状況、収入、支出、親族の援助等)
- 4) 公的就業支援事業の認知度と利用状況
- 5) 就業支援のニーズ (就職準備のための支援メニュー、望ましい就業支援策)
- 6) 個人及び世帯の属性(年齢、学歴、住居、世帯構成等)

6. 調査実施時期

2007年12月~2008年1月

7. 回収状况

協力要請はがき配布数	6,226 件
はがき回収数	1,574 件
アンケート票配布数	1,574 件
アンケート票回収数	1,363 件
うち、非該当調査票回収数	52 件
有効集計対象数	1,311 件
有効回収率(有効票/協力要請世帯数)	21.1%

なお、付表 2 は本調査の標本平均を厚生労働省「全国母子世帯等調査」(2006)と比較した ものである。母の年齢、世帯人員、独立母子世帯比率など主要な指標においては、両者の平 均値が非常に近似しているのが分かる。

8. 主な結果

第2節では結果の概要を項目別にまとめているが、要約すると主に以下の結果が得られた。

- 1) 個人及び世帯の属性
- ○母の年齢 現在の平均年齢は39.2歳、母子家庭になった時の平均年齢は33.8歳。
- ○末子年齢 平均年齢は9.5歳で「7-12歳」が40.6%で最も多い。
- ○母の学歴 高卒(47.6%)が最も多く、次いで「短期大学・高等専門学校」(22.4%)。
- ○子供数 平均は1.7人で、1人が45.8%と最も多い。

○住居 「親・親族の持家」が 29.6%で、「自分の持家」と合わせると 41.8%が持家に住む。

2) 現在の仕事

- ○就業率 母の就業率が86.8%と非常に高い。
- ○正社員比率 有業者の正社員比率は31.2%。大企業勤務者の正社員比率がとくに低い。
- ○副業 副業を持つ母は、有業者の13.1%にあたる。
- ○労働時間 就業者平均は37.4時間/週。ただし、副業を持つ者の平均は44.4時間/週。
- ○稼働年収 有業者平均は185.7万円。うち、正社員平均は261.1万円。

3) 過去のキャリア

- ○「結婚・出産退職型」(40.3%) が最も多く、次いで「再就職型」(30.7%) である。
- ○「就業継続型(正社員)」は6.2%に過ぎない。

4) 無業者の就業意識

- ○就業希望 就業希望を持つ者は全体の85.9%。そのうち、「今すぐ働きたい」人は62.4%。
- ○働いていない理由 「時間について条件の合う仕事がない」(43.0%) が最も多い。
- ○働く条件 「条件に合う仕事が見つかったら」(41.0%)が最も多い。
- ○受けてみたい就職準備の支援メニュー 「就労体験」(33.3%) が最も多い。

5) 資格や技能

- ○資格の保有数 平均資格保有数は 2.1 個。
- ○保有率の高い資格 自動車免許、簿記、ホームヘルパー、PC 資格の保有率が比較的高い。
- ○仕事に役立っている資格 介護福祉士、看護師の有用度が比較的高い。
- ○資格取得時期 資格の保有者の約6割は母子家庭になってから資格を取得している。
- ○母子家庭になった後の公的支援の利用有無
 - ・「母子福祉団体の主催する技能講習会」(22.3%)
 - ・「雇用保険の教育訓練給付金」(17.8%)
 - ・「職業訓練校など公共職業訓練施設」(16.5%)
 - 「(母子) 自立支援教育訓練給付金」(13.6%)
- ○自己啓発の希望 「希望はあるが実施できない」が過半数である。
- ○自己啓発を実施できない理由 「費用が負担できない」が約3/4で最も多い。

6) パソコンスキル

- ○使用頻度 「ほとんど毎日」使用しているが全体の半数を占めている。
- ○習熟度 「情報の検索」、「メールのやり取り」、「文書作成 (Word)」の順に高い。

- 7) 公的就業支援4事業の認知度及び利用状況
- ○母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - ・利用率 利用したことがある者は64.4%である。
 - ・利用開始時期 2006年度が最も多い。
 - ・利用した支援内容 「就業相談」(71.7%)、「就業情報相談」(51.5%)、「就業支援講習会」(28.5%)となっている。
 - ・利用しなかった理由 「事業を知らなかった」(45.8%) が最も多い。
- ○母子自立支援プログラム策定事業
 - ・利用率 利用したことがある者は15.0%である。
 - ・利用後の感想 「とても役に立った」(43.0%)、「少し役に立った」(37.4%)
 - ・利用しなかった理由 「事業を知らない」(78.0%) が最も多い。
- ○高等技能訓練促進費事業
 - ・利用率 利用したことがある者は、2.3%である。
 - ・利用後の感想 「とても役に立った」(81.0%)、「少し役に立った」(14.3%)
 - ・利用しなかった理由 「事業を知らない」(64.7%) が最も多い。
- ○自立支援教育訓練給付金事業
 - ・利用率 利用したことがある者は11.8%である。
 - ・利用後の感想 「とても役に立った」(58.0%)、「少し役に立った」(33.6%)
 - ・利用しなかった理由 「事業を知らない」(57.3%) が最も多い。

なお、支援事業を利用しなかった理由として、いずれの事業も、「事業を知らない」が最も 多い。母子家庭の母に対する公的就業支援制度の周知徹底が課題として残っている。

- ○望ましい就業支援政策
 - ・「訓練受講などに経済的支援が受けられること」(60.7%)
 - ・「身近なところで受講する機会が増えること」(50.6%)
 - 「(実施日、時間帯などで)訓練などが受講しやすくなること」(40.6%)
 - ・「就職のための支援策などの情報が得られること」(34.9%)
- 8) 生活全般
- ○暮らし向き 「苦しい」(40.2%)、「やや苦しい」(37.6%)
- ○児童扶養手当受給状況 「全額受給」(48.0%)、「部分受給」(35.9%)
- ○親や親族からの援助 「しばしば受けている」(41.7%)、「たまに受けている」(30.9%)
- ○再婚(結婚)についての考え 「できれば早く再婚(結婚)したい」人は 6.4%に過ぎず、「急ぐ気持ちはないが、いずれは再婚(結婚)したい」が 32.0%、「どちらとも言えない」 (38.5) が最も多い。一方、「再婚(結婚)したくない」人も 23.1%いる。

付表1 自治体別調査の実施状況

NO	自治体名	調査の窓口	調査対象者	協力要請 世帯数	協力可 世帯数	有効票 回収数	有効回 収率
調査	対象:	母子家庭等就業率支援センターの利用	登録者				
1	静岡県	静岡県 静岡市 浜松市 母子家庭 等就業・自立支援センター	支援センターの利 用登録者	674	128	109	16.2%
3	秋田県	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援 センター	支援センターの利 用登録者	676	119	91	13.5%
5	大分県	大分県母子家庭等就業・自立支援セ ンター	支援センターの利 用登録者	200	46	42	21.0%
6	横浜市	横浜市こども青少年局こども家庭課	支援センターの利用 登録者(プロヴラム策定 事業利用申込み者)	193	70	66	34.2%
7	千葉市	千葉市役所子育て支援課	支援センターの利 用登録者	370	135	106	28.6%
8	大阪府	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連 合会 母子家庭等就業・自立支援セ ンター	支援センターの利 用登録者	599	169	135	22.5%
9	熊本県	能本県母子寡婦福祉連合会母子家庭 等就業・自立支援センター	支援センターの利 用登録者	100	34	31	31.0%
10	長野県	長野県社会部こども・家庭福祉課	支援センターの利 用登録者	159	40	31	19.5%
11	奈良県	奈良県母子・スマイルセンター	支援センターの利 用登録者	145	39	33	22.8%
13	宮城県	宮城県保健福祉部	支援センターの利 用登録者	175	24	17	9.7%
14	北九州市	北九州市立母子福祉センター	支援センターの利 用登録者	385	116	98	25.5%
15	長崎県	長崎県こども家庭課	支援センターの利 用登録者	221	53	39	17.6%
16	福岡県	社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉 連合会内 就業・自立支援センター		190	64	55	28.9%
17	群馬県	(財)群馬県母子寡婦福祉協議会	支援センターの利 用登録者	438	119	102	23.3%
18	埼玉県	埼玉県母子福祉センター所長	支援センターの利 用登録者	159	59	49	30.8%
19	神奈川	(財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協 議会	支援センターの利 用登録者	265	82	67	25.3%
20	東京都	(財) 東京都母子寡婦福祉協議会 母子家庭等就業・自立支援センター	支援センターの利 用登録者	143	70	60	42.0%
調査	対象:	<u>その他</u>					
2	釧路市	釧路市役所こども保健部 こども家 庭課	母子家庭自立支援 給付金制度利用者	65	14	13	20.0%
4	貝塚市	貝塚市健康福祉部児童福祉課	児童扶養手当の受 給資格者	955	170	146	15.3%
12	仙台市	仙台市子供企画課	自立支援プログラ ム策定事業対象者	114	23	21	18.4%
		合計		6,226	1,574	1,311	21.1%

注:(1)有効回収率=有効回収票/協力要請世帯数。(2)大阪府のサンプルに、貝塚市の母子家庭は含まれていない。

付表2 本調査と厚生労働省「全国母子世帯等調査」との標本属性の比較

		本調査	厚労省調査2006
母の平均年	三齢	39.2	39.4
末子の平均	9年齢	9.5	10.2
母子世帯	死別	5.2	22.1
となった	生別一離婚	88.4	74.4
理由	ーその他	6.4	3.5
母子になってからの経過期間		5.4	7.6
世帯人員		3.2	3.3
独立母子世	世帯比率	69.9	67.5
持家比率		41.8	34.7
母の平均穏	\$働所得(万円)	185.7	171
世帯平均年	三収(万円)	242.4	213
養育費の受	免給比率(%)	23.3	19
養育費の平均月額 (万円)		4.6	4.2
サンプル数	女 (最大)	1,331	1,517

参考資料:厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果(概要)」

第2節 調査結果の概要

1. 本人の状況

(1) 年齢(第3-2-1表)

母子家庭の母の年齢分布をみると、30 代後半と 40 代前半層が最も多く、ぞれぞれ 27.1% と 26.0%を占め、二つの年齢層が全体の半数超を占めている。次いで多いのは、30 代前半層 と 40 代後半層で、それぞれ 17.4%と 15.5%を占めている。なお、母子家庭の母の平均年齢は 39.2 歳である。

(2) 母子家庭になった理由(第3-2-1表)

母子家庭になった理由については、離婚が88.4%、死別が5.2%、未婚・非婚と別居がそれぞれ5.0%と1.1%である。ただし、29歳以下の若年層においては、「未婚・非婚」の割合が高くなり、45歳以上の中高年齢層においては、「死別」の割合が高くなる。

笠 3-9-1 表	年齢階級別母子家庭になった理由	ı
$\frac{1}{2}$	- 中間消滅別母丁豕姓にように共田	

	標本数	割合(%)			母子家庭	とになった理由	(%)	
	徐平 数	刮口(%)	死別	離婚	別居	未婚・非婚	その他・無回答	計
~29歳	93	7.3	0.0	83.9	2.2	14.0	0.0	100.0
~34歳	221	17.4	1.8	91.4	0.5	5.9	0.5	100.0
~39歳	344	27.1	3.2	90.7	1.5	4.4	0.3	100.0
~44歳	330	26.0	4.9	90.0	0.9	3.3	0.9	100.0
~49歳	197	15.5	12.2	83.3	0.5	4.1	0.0	100.0
~59歳	86	6.8	12.8	81.4	2.3	3.5	16.5	100.0
年齢計	1,271	100.0	5.2	88.4	1.1	5.0	1.6	100.0

(3) 母子家庭になった時の母の年齢(第3-2-2表)

母子家庭になった時の母の年齢をみると、30 代後半層が 28.2%で最も多い。20 代と 30 代 前半層がそれぞれ 26.6%と 26.9%を占めている。母子家庭になった時の母の平均年齢は 33.8 歳である。

第 3-2-2 表 母子家庭になった時の母の年齢別母子家庭の経過期間

	標本数	割合(%)	母子家庭になってからの期間(%)								
	宗	古1口(70)	0-1年	2-3年	4-5年	6-9年	10年以上	計			
~29歳	342	26.6	9.9	23.5	15.1	23.8	27.7	100.0			
~34歳	346	26.9	11.1	29.8	17.3	24.3	17.5	100.0			
~39歳	363	28.2	16.5	28.9	19.1	23.0	12.6	100.0			
~44歳	162	12.6	15.4	30.3	23.5	28.4	2.5	100.0			
~49歳	61	4.7	16.4	37.7	27.9	16.4	1.6	100.0			
~59歳	12	0.9	27.3	54.6	0.0	18.2	0.0	100.0			
年齢計	1,286	100.0	13.3	28.5	18.3	23.9	16.0	100.0			

(4) 母子家庭になってからの期間(第3-2-2表)

母子家庭になってからの期間をみると、「 $2\sim3$ 年」が 28.5%で最も多いが、次いで多いのは 「 $6\sim9$ 年」(23.9%)である。平均期間は 5.4 年である。

(5) 学歴(第3-2-3表)

最終学歴は、「高等学校」が 47.6%で半数近くを占めている。次いで、「短期大学・高等専門学校」(22.4%)、「専修学校」(13.5%)、「大学・大学院」(7.9%) の順である。

(6) 就業の有無(第3-2-3表)

仕事をしている者が86.8%、していない者が13.2%である。就業している者のうち、パート・アルバイトが42.3%で最も多く、その次は正社員(31.2%)である。母の有業率における学歴間の差がはっきりではないが、「中卒」の母子家庭の母は、パート・アルバイトに従事する割合(65.7%)が他の学歴層より高い。

第3-2-3表 学歴別母子家庭の母の就業形態

		割合(%)	有業率 (%)		;	有業者の家	忧業形態(%)	
	標本数			正社員	パート・ア ルバイト	嘱託・契 約社員	派遣社 員	自営業・家族 従業員・SOHO	計
中卒	79	6.0	84.8	25.4	65.7	1.5	6.0	1.5	100.0
高卒	624	47.6	86.3	30.7	41.5	12.9	9.5	5.4	100.0
専修学校	177	13.5	84.7	34.2	42.9	13.4	6.7	2.7	100.0
短大・高専	294	22.4	90.4	30.7	39.0	14.8	10.2	5.3	100.0
大学・大学院	103	7.9	87.4	32.2	38.9	16.7	6.7	5.6	100.0
その他・無回答	34	2.6	77.4	41.7	41.7	4.2	8.3	4.2	100.0
学歴計	1,311	100.0	86.8	31.2	42.3	12.8	8.9	4.8	100.0

2. 世帯・子どもの状況

(1) 末子の年齢(第3-2-4表)

末子の年齢は、「7~12 歳」が 40.6%で最も多い。次いで多いのは「13 歳以上」(28.2%) と「4~6 歳」(19.3%) である。末子の平均年齢は、9.5 歳である

また、末子の年齢が 0~3 歳の場合には、母の有業率は 78.4%で、他の年齢階層より若干低くなっている。ただし、末子の年齢と母の有業率との相関関係 (R=0.0189) は低い。また、末子が 7 歳未満の未就学児の場合には母の正社員比率が低く、かわりにパート・アルバイトの比率が高くなっている。

第 3-2-4 表 末子の年齢階級別母の就業形態

		-1-1-0	有業率		有業者の就業形態(%)							
	標本数	割合(%)	(%)	正社員	パート・ア ルバイト	嘱託·契 約社員	派遣 社員	自営業・家族従 業員・SOHO	計			
0~3歳	149	11.9	78.4	29.3	50.0	8.6	5.2	6.9	100.0			
4~6歳	241	19.3	89.6	23.3	51.2	11.6	11.2	2.8	100.0			
7~12歳	507	40.6	89.5	31.7	39.5	14.2	10.2	4.4	100.0			
13歳以上	352	28.2	85.4	35.5	37.1	14.7	7.0	5.7	100.0			
年齢計	1,249	100.0	87.0	30.8	42.3	13.2	9.0	4.7	100.0			

(2) 子供の健康状態 (第 3-2-5 表)

8 割の母は、子供が「元気」または「おおむね元気」と回答している。15.1%の母は自分の子供が「軽い持病を持っている」、4.6%は「重病・難病を持っている」と回答している。「軽い持病」または「重病・難病」の子を持つ母の有業率は83.4~84.8%で、「元気」または「おおむね元気」の子を持つ母の有業率より2~3ポイント低いものの、その差は小さい。また、有業者の正社員比率も、子供の健康状態とほとんど相関していないようである。

第3-2-5表 子供の健康状態別母の就業形態

		割合 (%)	有業率 (%)	有業者の就業形態(%)							
	標本数			正社員	パート・ア ルバイト	嘱託•契 約社員	派遣社 員	自営業・家族従 業員・SOHO	計		
元気	735	57.2	88.7	34.3	39.8	13.6	7.7	4.6	100.0		
おおむね元気	298	23.2	85.5	26.1	47.0	10.7	10.7	5.5	100.0		
軽い持病を持っている	194	15.1	83.4	26.1	46.6	13.0	10.6	3.7	100.0		
重病・難病を持っている	59	4.6	84.8	32.0	38.0	16.0	8.0	6.0	100.0		
計	1,286	100.0	86.9	31.1	42.4	13.0	8.8	4.8	100.0		

(3) 子供の数 (第 3-2-6 表)

子供が 1 人の母子家庭が 45.8%で最も多く、その次に多いのは子供が 2 人の母子家庭 (39.3%) である。平均子供数は、1.7 人である。

第 3-2-6 表 子供数別住居の状況

	標本数	割合(%)		住月	居の状況(%)		
惊		育口(70)	自分の持家	親・親族の持家	公営賃貸	民間賃貸	その他	計
1人	589	45.8	10.2	34.3	25.0	27.5	3.1	100.0
2人	505	39.3	11.1	27.9	24.6	31.3	5.2	100.0
3人以上	192	14.9	21.4	19.8	25.5	28.7	4.7	100.0
計	1,286	100.0	12.2	29.6	24.9	29.2	4.1	100.0

(4) 住居の状況 (第3-2-6表)

親や親族の持家に住む者が 29.6%で、民間賃貸住宅に住む者 (29.2%) と合わせると、全体の約6割にあたる。公営住宅に住む者も4分の1程度を占めており、自分の持家に住む者は12.2%しかいない。子供数が増えると、自分の持家に住む者の割合が上昇して、親・親族の持家に住む者の割合が低下する。

3. 有業者の現在の仕事のあらまし

(1) 職種、企業規模、就業時間の規則性等(第3-2-7表)

職種について、「事務的な仕事」が 40.9%で最も多く、その次に多いのは「サービスの職業」(16.2%)と「専門・技術的職業」(11.4%)である。「専門・技術的職業」に従事している者の正社員比率(54.8%)が高く、「サービスの職業」や「技能工・生産工程に関る職業」に従事する者の正社員比率が低い。

企業規模について、100人未満の中小企業に勤める者が全体の6割に達しており、千人以上の大企業で働く者は14.6%に過ぎない。ただし、中小企業に勤める者の正社員比率は40%を超え、大企業に勤める者の正社員比率の倍近く高い。

就業時間について、「規則的」と答える者は81.2%と圧倒的に多く、「不規則」と答える者は2割弱である。また、就業形態別でみると、勤務時間が不規則の者の中に、約4割が正社員で占めていることから、正社員はパートなどに比べると、不規則勤務者の割合が高い。実際、正社員の4人に1人は不規則勤務者であり、パート・アルバイト(18.1%)、嘱託・契約社員(12.4%)、派遣社員(9.0%)よりも不規則勤務者の割合が高い。

勤務時間帯について、「日中のみ」の者が8割(79.0%)を占めており、「夜間勤務あり」と「早朝または深夜勤務あり」の者がそれぞれ1割を占めている。勤務形態別でみると、「夜間勤務あり」の就業者のうち、44.3%が正社員で、「早朝または深夜勤務あり」の就業者のうち46.1%が正社員である。実際、正社員に限ってみると、約3割の人が夜間、早朝または深夜の勤務ありと回答している。このように、パートなどに比べると、正社員の勤務時間帯が日中以外の時間帯に及ぶ比率が高い。

通勤時間(片道)について、45分未満の者が全体の約3分の2を占めており、自宅から近い職場に通っている者が多い。就業形態別でみると、45分未満など通勤時間の短い者の大半はパート・アルバイトである。通勤時間が長くなるほど、パート・アルバイト以外の就業形態の割合が増える。実際、パート・アルバイトの72.1%が短時間通勤(片道45分未満)者であり、正社員(65.5%)、嘱託・契約社員(58.3%)、派遣社員(54%)よりも短時間通勤者の割合が高い。

第3-2-7表 就業形態別職種、企業規模、就業時間の規則性、勤務の時間帯、通勤時間

				有	業者の就業	形態(%)		
	N	%	正社員	パート・ア ルバイト	嘱託•契 約社員	派遣社員	自営業・家族 従業員・SOHO	計
職種								
事務的な仕事	461	40.9	35.4	32.5	16.2	13.1	2.8	100.0
サービスの職業	182	16.2	21.4	58.8	9.9	5.0	5.0	100.0
専門・技術的職業	128	11.4	54.8	22.2	12.7	2.4	7.9	100.0
技能工・生産工程に関 る職業	83	7.4	15.7	60.2	4.8	18.1	1.2	100.0
その他	273	24.2	24.7	51.7	11.1	4.8	7.8	100.0
企業規模								
5人未満	93	9.0	28.3	44.6	6.5	1.1	19.6	100.0
30人未満	298	28.9	41.7	44.8	7.8	2.7	3.1	100.0
100人未満	231	22.4	33.9	40.9	11.3	9.6	4.4	100.0
300人未満	141	13.7	36.0	37.4	15.1	10.8	0.7	100.0
1,000人未満	119	11.5	30.3	46.2	12.6	8.4	2.5	100.0
千人以上・官公庁	151	14.6	20.5	36.4	26.5	13.3	3.3	100.0
就業時間の規則性								
不規則	212	18.8	40.1	38.2	8.5	4.3	9.0	100.0
規則的	918	81.2	29.0	43.3	13.9	10.0	3.8	100.0
勤務の時間帯								
日中勤務のみ	894	79.0	27.5	45.5	13.2	10.0	3.8	100.0
夜間勤務あり	123	10.9	44.3	27.1	13.1	6.6	9.0	100.0
早朝・深夜勤務あり	115	10.2	46.1	33.0	10.4	2.6	7.8	100.0
通勤時間(片道)								
15分未満	22	2.0	13.6	0.0	0.0	0.0	86.4	100.0
30分未満	345	30.6	26.5	55.2	10.5	5.8	2.0	100.0
45分未満	381	33.8	35.1	40.4	12.7	9.0	2.9	100.0
1時間未満	227	20.1	31.3	38.0	17.0	10.3	3.6	100.0
1時間以上	152	13.5	32.5	31.8	14.6	15.2	6.0	100.0

(2) 母子家庭になる直前のキャリア・パス (第3-2-8図)

母子家庭になる直前の母のキャリア・パスを以下の「就業継続型(正社員)」、「就業継続型(非正社員)」、「再就職型」、「結婚・出産退職型」および「就業未経験型」という5つのタイプに分けてみると、「結婚・出産退職型」が40.3%で最も多く、その次は、「再就職型」の30.7%である。「就業継続型(正社員)」の割合が6.2%に過ぎない。

結婚・出産退職型 再就職型 就業継続型(非正社員) 就業継続型(正社員) その他・未回答 就業未経験型 3.9%

0.1

0.2

0

第 3-2-8 図 母子家庭になる直前の母のキャリア・パス (N=1,311)

注:就業継続型とは、「最終学校を卒業し、結婚・出産後も最初に就職した仕事をずっと続けていた」または「転職経験はあるが、結婚・出産後も、仕事はおおむね続けていた」場合を指す。なお、その時についていたおもな仕事が正社員であれば、「就業継続型(正社員)」とし、非正社員であれば、「就業継続型(非正社員)」としている。

0.3

0.4

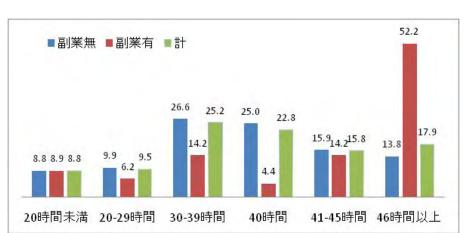
0.5

(3) 副業の有無

副業を持つ母は、全部で148人、有業者の13.1%にあたる。副業のための平均労働時間は週あたり10.1時間で、副業によって得られた平均年収は36.6万円(3万円/月)である。また、副業を持つ者の大半(73.7%)は「日中勤務のみ」であり、「早朝・深夜勤務あり」の者は12.8%に過ぎない。

(4) 残業、副業労働時間を含む総労働時間数(第 3-2-9 図)

就業者のうち、約4分の1 (22.8%) の人が週40時間労働である。25.2%の就業者は、週当たり30~39時間勤務である。週あたりの勤務時間が20時間未満の短時間勤務者や、46時間以上の長時間勤務者もそれぞれ就業者全体の8.8%と17.9%を占めている。就業者の平均労働時間は、37.4時間/週である。



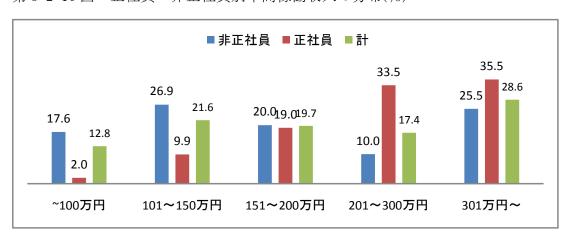
第 3-2-9 図 副業の有無別労働時間数の割合分布(%)

なお、副業の有無別で労働時間数の分布を比較してみると、「副業有」グループの半数以上 (52.2%) は長時間勤務者であるのに対して、「副業無」グループの半数以上は週 40 時間勤務 (25.0%) または週 30~39 時間勤務 (26.6%) である。また、副業を持つ者の週当たり平均労働時間は 44.4 時間であるのに対して、副業を持たない者の平均労働時間は 36.6 時間である。このように副業を持つ者の総労働時間が比較的長いのがわかる。

(5) 稼働収入(第3-2-10図)

就業者のうち、年間稼働収入(税込、副業収入を含む)が300万円以上の人は、全体の28.6%にとどまっている。一方、稼働収入が100万円以下(12.8%)と100台万円前半(21.6%)の低収入層が就業者全体の約3分1を占めている。就業者の平均稼働収入は185.7万円である。

また、正社員と非正社員の収入分布を比較してみると、正社員の 7 割弱が 200 万円台 (33.5%) または 300 万円以上 (35.5%) の中高収入層であるのに対して、非正社員における中高収入層の割合が 35.5%に過ぎない。正社員の平均稼働収入は 261.1 万円で、非正社員の平均稼働収入 (149.9 万円) より 74.2% も高い。



第 3-2-10 図 正社員・非正社員別年間稼働収入の分布(%)

4. 無業者の就業意識

(1) 学歴、年齢(第3-2-11表)

学歴について、無業者の約半数 (49.4%) が「高校卒」である。最終卒業学校が「専修学校」と「短大・高専」の者はそれぞれ 15.7%と 16.3%で、「大学・大学院」卒の者が 7.6%である。

また、無業者の約半数は、30歳代後半層と 40歳代前半層で占めており、平均年齢は 37.7歳である。

(2) 就業希望(第3-2-11表)

無業者のうち、「今すぐ働きたい」人は 6 割強 (62.4%) で、「そのうち働きたい」人は 4 分の 1 弱 (23.5%) で、就業希望を持つ者は全体の 85.9%に上る。何らかの理由で、「働くことができない」者が 14.1%である。

学歴別でみると、専修学校、短大・高専卒の者の就業意識が他の学歴層よりも高いのが分かる。専修学校卒の74.1%が「今すぐ働きたい」と答えているのに対して、中卒における該当割合は41.7%に過ぎない。また、「働くことができない」と答えた人の割合について、専修学校、短大・高専卒者は7.1%~7.4%であるのに対して、中卒者は25.0%にのぼる。

年齢階級別でみると、30代後半の就業意識が他の年齢層よりも低いのが分かる。30歳代後半層において、「今すぐ働きたい」と答えた人は全体の半分未満(48.8%)で、反対に「働くことができない」と答えた人は17.1%もいる。なお、30歳代後半層の母親の持つ平均子供数が1.7人で、末子の平均年齢が7.9歳で、他の年齢層の母親との間に大差はない。

W Inc.	%	学歷	 を別無業者の	就業希望(%)		母の年	%	年齢	冷別無業者	の就業希望(%	5)
学歴	(N=172)	今すぐに 働きたい	そのうち 働きたい	働くことが できない	計	齢	(N=167)	今すぐに 働きたい	そのうち 働きたい	働くことが できない	計
中卒	7.0	41.7	33.3	25.0	100.0	~29歳	9.0	66.7	26.7	6.7	100.0
高卒	49.4	65.1	19.3	15.7	100.0	~34歳	17.4	62.1	24.1	13.8	100.0
専修学校	15.7	74.1	18.5	7.4	100.0	~39歳	25.2	48.8	34.2	17.1	100.0
短大・高専	16.3	67.9	25.0	7.1	100.0	~44歳	22.8	60.5	26.3	13.2	100.0
大学・大学院	7.6	38.5	46.2	15.4	100.0	~49歳	19.2	68.8	15.6	15.6	100.0
その他	4.1	42.9	28.6	28.6	100.0	~59歳	6.6	90.9	0.0	9.1	100.0
学歴計	100.0	62.4	23.5	14.1	100.0	年齢計	100.0	62.1	24.1	13.9	100.0

第 3-2-11 表 学歴・年齢階級別無業者の就業希望

(3) 働いていない理由、働くための条件、就職準備のための支援

(第 3-2-12 表、第 3-2-13 表、第 3-2-14 図)

「今すぐ働きたい」と答えた者に対して、働いていない理由を聞くと、「時間について条件の合う仕事がない」(43.0%)、「収入について条件の合う仕事がない」(29.0%)といった条件面の理由を挙げる者が最も多い。「自分の年齢に合う仕事がない」(27.0%)や「知識・経験をいかせる仕事がない」(16.0%)など自分自身の理由を挙げる者が次に多い。求職方法や子供の保育を理由として挙げる人の割合が比較的少ない。

末子の年齢階級別で、今すぐ働いていない理由をみると、子供の年齢が未就学児の母親は、「時間について条件の合う仕事がない」が 50.0%~66.7%で、割合として圧倒的に多い。また、0~3 歳の低年齢児を持っている母親にとっては、「保育の手だてがない」(27.8%) も重要な理由の一つである。一方、末子が中学生以上の場合、「自分の年齢に合う仕事がない」を理由として挙げる母親が半数以上(51.4%)となる。

第3-2-12表 末子の年齢階級別今すぐ働きたい者が働いていない理由(2つ以内 MA)

末子の年齢	% (N=100)	今すぐ働いていない理由(%)								
		仕事の探 し方がわ からない	収入について 条件の合う仕 事がない	時間について 条件の合う仕 事がない	自分の年齢 に合う仕事 がない	知識・経験を いかせる仕 事がない	就労中の子供 の保育の手だ てがない			
0~3歳	18.0	5.6	33.3	50.0	11.1	11.1	27.8	38.9	100.0	
4~6歳	15.0	0.0	13.3	66.7	6.7	0.0	13.3	60.0	100.0	
7~12歳	32.0	12.5	31.3	43.8	18.8	21.9	12.5	31.3	100.0	
13歳以上	35.0	2.9	31.4	28.6	51.4	20.0	0.0	40.0	100.0	
年齢計	100.0	6.0	29.0	43.0	27.0	16.0	11.0	40.0	100.0	

「そのうち働きたい」者(N=38)に、働くことができるようになる条件を聞いたところ、「条件に合う仕事が見つかったら」(41.0%)または「自分の問題が解決したら(健康問題、離婚調停など)」(38.5%)を挙げる人が最も多い。0~3歳の低年齢児を持つ者の半数以上は、「子供の保育の手だてができたら」を条件として挙げている。一方、末子の年齢が13歳以上の場合には、半数以上の者が「自分の問題が解決したら」を就業の条件としている。

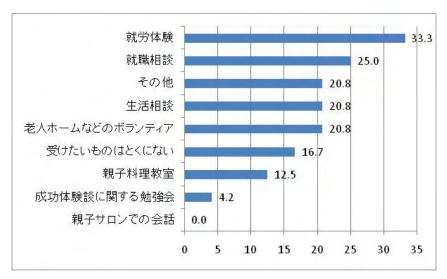
第 3-2-13 表 末子の年齢階級別そのうち働きたい者が働ける条件(2つ以内 MA)

		今は働けないがそのうち働きたい者が働ける条件(%)								
末子の年齢	N	子供の保育 の手だてが できたら	子供が小 学校に入 学したら	子供の問題(健 康状態など)が 解決したら	題が解決		就業に有利な 資格や技能を 身につけたら		計	
0~3歳	12	58.3	0.0	8.3	16.7	8.3	8.3	58.3	100.0	
4~6歳	6	40.0	0.0	0.0	40.0	0.0	40.0	40.0	100.0	
7~12歳	13	0.0	0.0	30.8	46.2	7.7	7.7	30.8	100.0	
13歳以上	7	0.0	0.0	14.3	57.1	28.6	14.3	28.6	100.0	
年齢計	38	23.1	0.0	15.4	38.5	10.3	15.4	41.0	100.0	

注:サンプル数が少ないため、割合(%)の数値を参考程度に使用してください。

「働くことができない」(N=24) 者に、受けてみたい就職準備の支援メニューを聞いたところ、「就労体験」(33.3%)、「就職相談」(25.0%)を選ぶ人がもっとも多い。「生活相談」、「老人ホームなどでのボランティア」を選ぶ人もそれぞれ2割程度いる。一方、「親子サロンでの会話」、「求職活動の成功体験談に関する勉強会」や「親子料理教室」を選ぶ人は少ない。

第 3-2-14 図 働くことができない人が期待する就職準備のための支援(%、N=24)

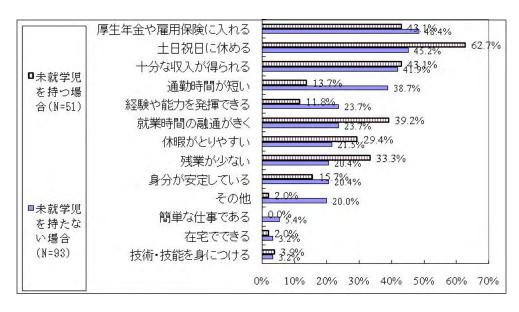


注:サンプル数が少ないため、割合(%)の数値を参考程度に使用してください。

(4) 仕事につく場合に重視するもの (第 3-2-15 図)

「今すぐ働きたい」または「そのうち働きたい」者に、仕事につく場合に何を重視するかを聞いたところ、未就学児を持たない場合には、「厚生年金や雇用保険に入れる」(48.4%)を選ぶ者が最も多いが、未就学児を持つ場合には、「土日祝日に休める」(62.7%)を選ぶ者が最も多い。また、未就学児の有無にかかわらず、4 割強の回答者が「十分な収入が得られる」ことを重視すると答えている。そのほか、「就業時間の融通がきく」、「休暇がとりやすい」、「残業が少ない」も重視される要素としてあげる者の割合が多い(20~40%程度)。

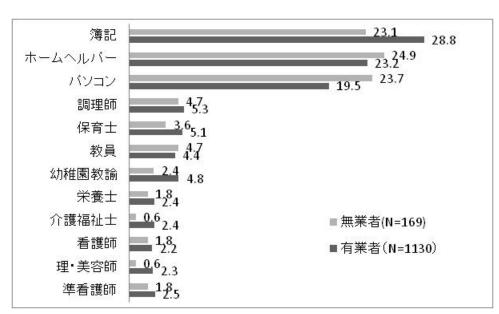
第 3-2-15 図 仕事につく場合に重視する要素 (3 つまで MA)



5. 資格とパソコン技能

(1) 資格の保有状況 (第 3-2-16 図)

普通自動車免許の保有率は74.8%で最も高い。それ以外の12種類の資格について、簿記、ホームへルパー、パソコン資格の保有率が比較的高い。有業者の28.8%、無業者の23.1%が簿記の資格を保有している。ホームへルパーの資格も、有業・無業にかかわらず保有率が24%前後となっている。パソコンの資格について、有業者の23.7%、無業者の19.5%が保有している。自動車免許を含めて、母子家庭の母の平均資格保有数は、2.1個である。



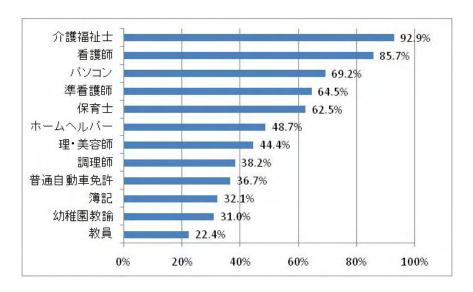
第3-2-16図 仕事の有無別資格の保有率(%)

(2) 仕事に役に立っている資格(第3-2-17図)

上記の 13 種類の資格について、仕事に役立っているものを聞いたところ、介護福祉士資格の有用度(該当資格が仕事に役に立っている人数/該当資格の保有者数)が 92.9%で最も高い。2 位の看護師の有用度も 85.7%に達している。また、准看護師の有用度も 64.5%と、福祉関連資格の有用度が高くなっている。福祉関連以外では、パソコン資格と保育士資格の有用度がそれぞれ 69.2%と 62.5%と、保有者の半数以上はこれらの資格が仕事に役立っていると回答している。

一方、有用度の低い資格は、栄養士(20.0%)、教員(22.4%)、幼稚園教諭(31.0%)、簿記(32.1%)等である。これらの資格については、保有者の大半は、資格を活用できずにいることがわかった。

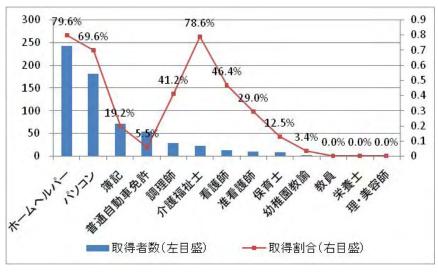
第3-2-17図 仕事に役立っている資格の割合



(3) 母子家庭になってから取得された資格(第3-2-18図)

母子家庭になってからの資格の取得有無について、非該当および無回答者を除いた資格保有者 979 人のうち、591 人 (60.4%) は母子家庭になってからいずれかの資格を取得していると回答している。母子家庭になってから何らかの資格を取得した 591 人にどのような資格を取得したかを尋ねたところ、ホームヘルパーとパソコンの取得を挙げた者がそれぞれ 242 人と 181 人で最も多く、その次に多いのは簿記の 70 人と普通自動車免許の 53 人である。

第3-2-18図 母子家庭になってから取得された資格(MA):取得者数と取得割合



注:上記13資格以外の資格を母子家庭になってから取得した人も196人いる。

母子家庭になってからの取得割合(母子家庭になってから該当資格を取得した人数/該当 資格の保有者数)についてみると、ホームヘルパー、介護福祉士やパソコンの資格は母子家 庭になってからの取得率が非常に高く、それぞれ保有者全体の 79.6%、78.6%、69.6%を占めている。また、仕事上の有用度の最も高い看護師の資格についても、母子家庭になってから取得した人が4割強いることがわかった。

一方、母子家庭になってからの取得者が皆無の資格は、理・美容師、栄養士と教員である。 幼稚園教諭と保育士資格の取得割合も非常に低い。

(4) 母子家庭になってから取得された資格における費用の賄い方(第3-2-19図)

母子家庭になってから取得された資格について、その資格を取得するための費用をどのように賄ったかについて聞いたところ、「自分の貯金や収入」と答える人が 62.4%で最も多い。その次に多いのは、「雇用保険の教育訓練給付金」(17.8%)、「(母子) 自立支援教育訓練給付金」(13.6%)である。そのほか、「親や親族の援助」(10.0%)、母子福祉資金貸付金(3.4%)、高等技能訓練促進費(2.2%)を利用した者もいるが、割合としては少ない。

自分の貯金や収入 雇用保険の教育訓練給付金 自立支援教育訓練給付金 その他 親や親族の援助 母子福祉資金貸付金 高等技能訓練促進費 2.2% 62.4% 17.8% 10.0% 3.4% 高等技能訓練促進費 2.2%

第 3-2-19 図 母子家庭になってから取得された資格における費用の賄い方 (MA、N=590)

注:複数資格を持っている場合は、最も「仕事に役立っている」資格についてである。

(5) 母子家庭になってから取得された資格の取得方法(第3-2-20図)

母子家庭になってから取得された資格について、どのような方法で取得したかを聞いたところ、「母子福祉団体の主催する技能講習会」を挙げる者が 22.3%と最も多い。その次に多いのは、「専修学校・各種学校」(16.9%)、「職業訓練校など公共職業訓練施設」(16.5%)、「民間会社の技能講習会」(15.7%) である。そのほか、「ハローワークの技能講習会」、「自治体主催の技能講習会」を通じて資格を取得した者もそれぞれ 5%程度いる。このように、各種の技能講習会などを通じて、母子家庭になった後に資格を取得した者が多いことがわかった。

自治体主 ハローワークの一催の技能 母子福祉団体 技能講習会 の技能講習会 講習会 4.9% 22.3% 4.9% 通信教育 7.5% その他 専修学校•各種 11.2% 学校 16.9% 職業訓練校 民間会社の技 16.5% 能講習会 15.7%

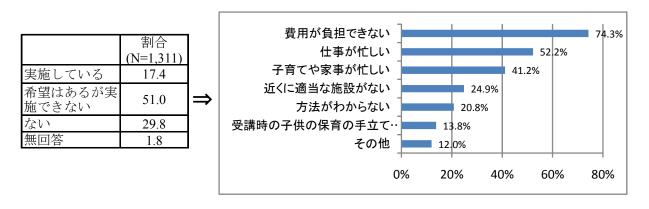
第 3-2-20 図 母子家庭になってから取得された資格の取得方法 (SA、N=587))

注:複数資格を持っている場合は、最も「仕事に役立っている」資格についてである。

(6) 資格や技能の取得希望と実施できない理由 (第3-2-21図)

現在、資格や技能の習得など職業能力向上を図っているのかを聞いたところ (MA)、「希望はあるが実施できない」と答えた者が半数近く (51.0%)を占めている。「実施する希望がない」者が約3割で、「実施している」者は17.4%である。「希望はあるが実施できない」と答えた者 (N=668) に、実施できない理由を尋ねたところ、「費用が負担できない」を挙げた者が約3/4で最も多く、「仕事が忙しい」、「子育てや家事が忙しい」など時間的制約を挙げる者も半数以上いる。「近くに適当な施設がない」、「受講時の子供の保育の手立てがない」など提供体制を原因とする者の割合は比較的少ない。

第 3-2-21 図 資格や技能の習得など職業能力の向上を図っているのか



(7) パソコンの使用頻度(第3-2-22表)

パソコンを「ほとんど毎日」使用している人は、全体の半数を占めている。一方、「パソコンを使ったことがない」者も13.2%いる。就業状態別に比較してみると、正社員、嘱託・

契約社員および派遣社員において、「ほとんど毎日」パソコンを使用している人は全体の62.0%~69.3%であるのに対して、無業者やパート・アルバイトにおける該当割合は、それぞれ29.1%と36.8%に過ぎない。無業者の41.3%とパート・アルバイトの36.4%が、パソコンを「ほとんど使わない」もしくは「使ったことがない」と答えている。

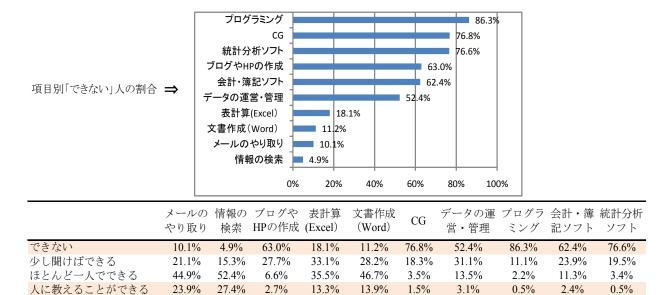
第 3-2-22 表 就業状態別パソコンの使用状況(%)

	N	ほとんど 毎日	週1、2 回程度	たまに	ほとんど 使わない	使ったこ とがない	無回答	計
無業	172	29.1	7.0	20.4	23.3	18.0	2.3	100.0
正社員	352	69.3	2.8	12.2	9.1	6.3	0.3	100.0
パート・アルバイト	478	36.8	9.6	16.7	17.8	18.6	0.4	100.0
嘱託・契約社員	145	67.6	5.5	13.1	6.2	7.6	0.0	100.0
派遣社員	100	62.0	5.0	12.0	12.0	9.0	0.0	100.0
自営業など	54	40.7	16.7	13.0	11.1	18.5	0.0	100.0
合計	1,301	50.1	6.9	15.1	14.1	13.2	0.5	100.0

(8) パソコン操作の習熟度(第3-2-23図)

10 項目のパソコン操作について、もっとも習熟度が高いのは、「情報の検索」である。約8割のパソコン使用者は、「ほとんど一人できる」もしくは「人に教えることができる」ほど「情報の検索」を習熟していると回答。「メールのやり取り」、「文書作成(Word)」を習熟している者も、それぞれ68.8%と60.6%いる。

第 3-2-23 図 項目別パソコン操作の習熟度(N=1,114)



一方、プログラミング、CG、統計ソフトなど専門性の高いパソコン技能を習熟している者が少ない。会計・簿記ソフト、ブログや HP の作成など汎用的なパソコン技能についても、

「できない」者は全体の6割以上を占めている。

このように、パソコンを使用している(た)母子家庭の多くは、「情報の検索」、「メールのやり取り」、「文書作成」など入門段階の操作にとどまり、より高度なパソコン技能を身につけている者が少ないことが分かる。

6. 公的就業支援の利用状況

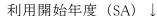
(1) 母子家庭等就業・自立支援センター (第3-2-24図、第3-2-25図)

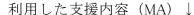
母子家庭等就業・自立支援センターを利用したことがあると答えた者は全体 (N=1,293) の 64.4%である。調査対象者の種類別でみると、「支援センターの利用登録者」 (N=1,115) の利用率は 71.6%で 3 、「その他」 (N=178) の利用率は 19.1%である。

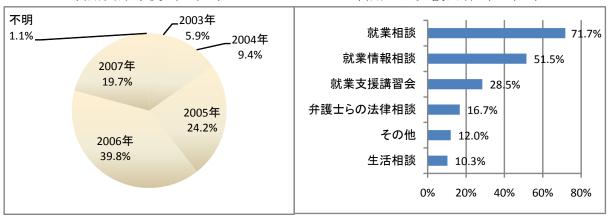
支援センターの利用者 (N=832) にいつ頃から利用し始めたのかを聞いたところ、「2006 年度」と「2005 年度」と答えた者は、それぞれ 39.8%と 24.2%で全体の 6 割強を占めている。 そのほか、「2007 年度」から利用を開始した者も 2 割程度いる。

支援センターの利用者 (N=832) にどのような支援を利用したかを聞いたところ、「就業相談」(71.7%) が最も多く、次いで「就業情報相談」(51.5%)、「就業支援講習会」(28.5%)、「弁護士らの法律相談」(16.7%) と続く。

第3-2-24図 支援センターの利用者における利用開始年度と利用した支援内容

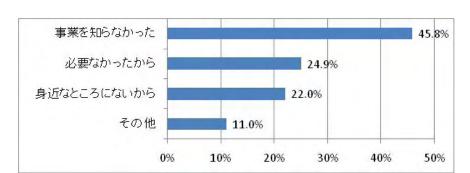






支援センターを利用しなかった者 (N=437) に利用しなかった理由を聞いたところ、「事業を知らなかった」(45.8%) が最も多く、次いで「必要なかったから」(24.9%)、「身近なところにないから」(22.0%) と続く。

³ 「支援センターの利用登録者」とは、17 の自治体(第3章第1節の付表1を参照)の母子家庭等就業・自立 支援センターの利用者名簿に登録した者のことである。なお、支援センターの利用者名簿に登録しても、「利 用したことがない」と答えた者が全体の3割程度いるのは、センターと個人における「利用」に関する意識の ギャップが原因だと考えられる。たとえば、センターは、名簿登録者に対するメール配信などの情報提供のみ を行った場合には、個人はそれを「利用した」との認識を持たない可能性がある。



第 3-2-25 図 支援センターを利用しなかった理由 (MA)

(2) 母子自立支援プログラム策定事業 (第 3-2-26 表)

母子自立支援プログラム策定事業を利用したことがあると答えた者は全体(N=1,235)の15.0%である。調査対象者を、「母子自立支援プログラム策定事業の対象者もしくは申込者」とされている横浜市と仙台市に限ってみると、この事業の利用率は42.4%である⁴。

第 3-2-26 表 母子自立支援プログラム策定事業

申請したが、利用できなかった

利用の有無	全体(N=1,235)	横浜市・仙台市(N=85)
有	15.0	42.4
無	85.0	57.7
利用後の感想	利用者全体(N=179)	横浜市・仙台市(N=35)
とても役に立った	43.0	40.0
少し役に立った	37.4	42.9
ほとんど役に立たなかった	10.1	2.9
まったく役に立たなかった	9.5	14.3
利用しなかった理由	非利用者全体(N=1,005)	横浜市・仙台市(N=46)
事業を知らない	78.0	84.8
必要なかった	16.3	6.5

母子自立支援プログラム策定事業を利用した者に利用後の感想を聞いたところ、「とても役に立った(43.0%)が最も多く、「少し役に立った」(37.4%)と合わせると、利用者の約8割は、支援が役に立ったものと考えているようである。

1.1

4.6

2.2

6.5

母子自立支援プログラム策定事業を利用しなかった者に利用しなかった理由を聞いたところ、「事業を知らない」(78.0%)が最も多く、次いで「必要なかった」(16.3%)と続く。

-

その他

⁴ 母子自立支援プログラム策定事業の利用対象者もしくは申込者であるにも関わらず、約6割の回答者がこの 事業を利用していないと回答していることについて、①利用者は、この事業の名称と実際に使っていた事業 との関連性を結びつけなかったことや、②事業の利用を考えて名簿登録したが、時間的制約などにより、実 際の利用に踏み切れなかった者がいることなどが原因だと考えられる。

(3) 高等技能訓練促進費(第3-2-27表)

高等技能訓練促進費を利用したことがあると答えた者は、全体 (N=1,231) の 2.3%である。なお、この事業を利用した 21 人のうち、20 人 (95.3%) が利用後の感想として、「とても役に立った」 (81.0%) または、「少し役に立った」 (14.3%) と答えている。

一方、この事業を利用しなかった者 (N=1,144) にその理由を聞いたところ、「事業を知らない」(64.7%) が最も多く、「必要なかった」(23.8%) と答えた人が次に多い。「申請したが、利用できなかった」人が13人(1.1%)のみである。

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

自立支援教育訓練給付金を利用したことがあると答えた者は、全体(N=1,243)の 11.8% である。なお、この事業を利用した 143 人のうち、9 割以上が利用後の感想として、「とても役に立った」(58.0%) または、「少し役に立った」(33.6%) と答えている。

一方、この事業を利用しなかった者(N=1,039)にその理由を聞いたところ、「事業を知らない」(57.3%)が最も多く、「必要なかった」(25.7%)と答えた人が次に多い。「申請したが、利用できなかった」人が 46 人 (4.4%) である。

第 3-2-27 表 高等技能訓練促進費と自立支援教育訓練給付金事業の利用状況

	高等技能訓練促進費事業	自立支援教育訓練給付金事業
利用の有無	全体(N=1,231)	全体(N=1,243)
有	2.3	11.8
無	97.7	88.2
利用後の感想	利用者全体(N=21)	利用者全体(N=143)
とても役に立った	81.0	58.0
少し役に立った	14.3	33.6
ほとんど役に立たなかった		5.6
まったく役に立たなかった	4.8	2.8
利用しなかった理由	非利用者全体(N=1,144)	非利用者全体(N=1,039)
事業を知らない	64.7	57.3
必要なかった	23.8	25.7
申請したが、利用できなかった	1.1	4.4
その他	10.4	12.6

以上、母子家庭の母への4つの就業支援事業の利用状況を調べたところ、利用率の順としては、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」(19.1%~)が最も高く、次いで「母子自立支援プログラム策定事業」(15.0%)、「自立支援教育訓練給付金事業」(11.8%)、と「高等技能訓練促進費事業」(2.3%)の順となっている。ただし、利用者に「役に立った」と評価してもらった割合においては、「高等技能訓練促進事業」(95.3%)が最も高く、次いで「自立支援教育訓練給付金事業」(91.6%)、「母子自立プログラム策定事業」(80.4%)の順とな

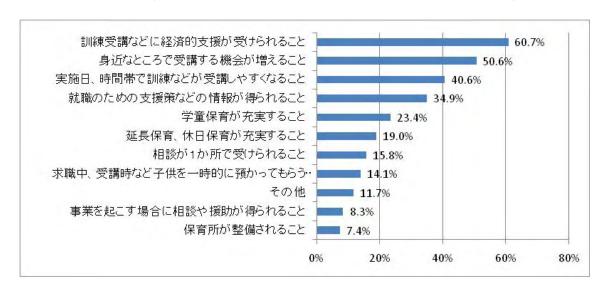
っている。

なお、支援事業を利用しなかった理由として、いずれの事業においても、「事業を知らない」 が第1に挙げられている。母子家庭の母に対する公的就業支援制度の周知徹底が課題として 残っている。

(5) 必要とする就業支援策(第3-2-28図)

より良い就職や仕事の問題解決のためどのような支援策が必要かを聞いたところ、「訓練受講などに経済的支援が受けられること」(60.7%)が最も多く、次いで「身近なところで受講する機会が増えること」(50.6%)、「実施日、時間帯で訓練などが受講しやすくなること」(40.6%)と続いており、職業訓練に関する就業支援を望む声が強い。そのほか、「就職のための支援策などの情報が得られること」を挙げる者も34.9%いる。

第 3-2-28 図 母子家庭の母が必要とする就業支援策 (3 つ以内 MA、N=1,294)



7. 生活全般

(1) 暮らし向き (第3-2-29図)

現在の暮らしについて、総合的にみてどのように感じているかをみると、「苦しい」(40.2%) と「やや苦しい」(37.6%)と答えた人を合わせると、母子家庭の8割弱は経済的に苦しんでいることとなる。

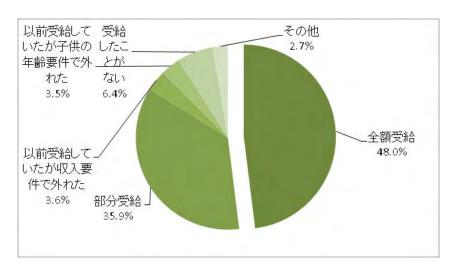
母子家庭になってからの経過期間別でみると、期間が長ければ長いほど、「苦しい」と答える者の割合が増える傾向にあり、10年以上経過している母子家庭の場合には、46.8%が「苦しい」と答えている。

10年以上 46.8 34.8 15.9 6-9年 43.4 33.7 20.5 4-5年 40.5 36.2 20.3 2-3年 36.3 42.7 18.4 0-1年 34.3 40.4 22.9 期間計 40.2 37.6 19.7 20% 40% 60% 80% 100% ■苦しい ■やや苦しい ■普通 ■ややゆとりがある ■ゆとりがある

第 3-2-29 図 暮らし向きについての意識 (N=1,297、%)

(2) 児童扶養手当(第3-2-30図)

現在児童扶養手当を「全額受給」している者は、全体の約半数(48.0%)を占めている。「部分受給」している者(35.9%)と合わせると、全体の85%程度が児童扶養手当を受給している。一方、現在児童扶養手当を受給していない205人のうち、「以前受給していたが子供の年齢要件で外れた」のは44人(21.5%)、「以前受給していたが収入要件で外れた」のは46人(22.4%)、「受給したことがない」のは81人(39.5%)である。



第 3-2-30 図 児童扶養手当の受給状況(N=1,274)

(3) 親や親族からの援助(第3-2-31表)

親や親族から援助を「しばしば受けている」(41.7%)または「たまに受けている」(30.9%)者は全体の7割以上である。母の稼働収入別でみると、300万円以上の経済自立層の46.6%

が親や親族から「しばしば援助を受けている」と答え、100万円以下(41.1%)や 150万円以下(33.5%)の低収入層よりもむしろ、援助を受ける割合が高いのである⁵。

援助を受けている者に対してどのような支援を受けたのかを聞いたところ、「子どもが病気の時の世話」(55.3%)をはじめ、「日常の子どもの世話」(49.4%)、「日常の家事援助」(39.9%)など世話的支援が多い。親や親族から「生活費の援助」(38.6%)や「子どもの養育費・教育費の援助」(19.1%)といった経済的援助を受けた人の割合が比較的低い。

母の稼働収入別で援助内容を比較してみると、100万円以下層では、「生活費の援助」 (48.7%) や「子どもの養育費・教育費の援助」(24.3%) を受ける人の割合が他の収入階層 より高い。

第3-2-31表 親や親族からの支援を受けた状況

	収入計	~100万円	101~150万円	151~200万円	201~300万円	301万円~
	(N=1,299)	(N=314)	(N=245)	(N=222)	(N=196)	(N=322)
しばしば受けている	41.7%	41.1%	33.5%	41.4%	45.4%	46.6%
たまに受けている	30.9%	31.2%	35.9%	33.8%	27.0%	27.0%
受けたことがない	27.4%	27.7%	30.6%	24.8%	27.6%	26.4%
どのような支援を受けたのか(M.	A)					_
	(N = 940)	(N=226)	(N=170)	(N=167)	(N=141)	(N=236)
生活費の援助	38.6%	48.7%	35.3%	37.7%	31.9%	36.0%
子どもの養育費・教育費の援助	19.1%	24.3%	18.2%	15.6%	16.3%	19.1%
住宅についての援助	33.6%	38.9%	31.8%	28.7%	38.3%	30.5%
日常の子どもの世話	49.4%	43.8%	51.2%	46.7%	55.3%	51.7%
子どもが病気の時の世話	55.3%	48.7%	61.2%	59.9%	57.4%	53.0%
日常の家事援助	39.9%	33.6%	37.1%	38.9%	47.5%	44.1%
その他	14.8%	13.7%	12.4%	15.6%	14.2%	17.4%

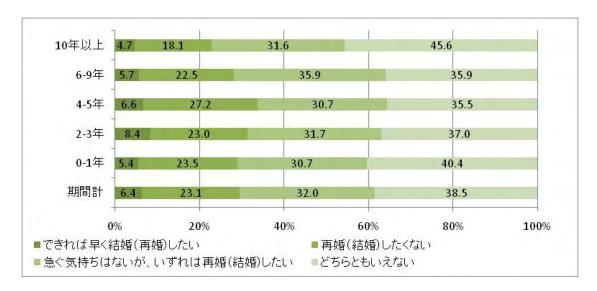
(4) 再婚に関する考え (第3-2-32図)

再婚(結婚)についての考えを聞いたところ、「できれば早く再婚(結婚)したい」人は全体の6.4%に過ぎず少数派である。「どちらとも言えない」(38.5)、「急ぐ気持ちはないが、いずれは再婚(結婚)したい」(32.0%)が最も多い。一方、「再婚(結婚)したくない」人も23.1%いる。

母子家庭になってからの経過期間別でみると、経過期間が 4~5 年の場合、「再婚(結婚)したくない」と答える人の割合が最も多い(27.2%)。逆に、経過期間が 10 年以上の場合には、「再婚(結婚)したくない」と答える人の割合が最も少ない(18.1%)。また、経過期間が 2~3 年の場合、「できれば早く再婚(結婚)したい」と答える人の割合が 8.4%と、他のグループよりも若干高めである。

⁵ これは、稼働収入の高い母子家庭が裕福な親や親族を持つ確率が高いからだと考えられる。

第 3-2-32 図 再婚(結婚)についての考え(N=1,286)



第3節 自由回答の抜粋

「母子家庭の母への就業支援に関する調査」では自由記述欄を設けている。前回調査」と同様に、多くの調査対象者からたくさんの悩みや意見、要望が寄せられた。とくに、母子家庭の母を対象とする就業支援4事業(問33-3)、望ましい就業支援策(問32「その他」)および困ったことなど(問43)について、自由記入が多かった(下表)。

	自由記入数 (N)	記入比率 (N/1,311)
困ったことなど (問 43)	1,021	77.9%
就業支援4事業について(問33-3)	656	50.0%
望ましい就業支援策(問32「その他」	152	11.6%

以下、それぞれの項目について、具体的な意見や要望の一部を内容別に紹介する。

- 1. 母子家庭の母を対象とする4事業について
- (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

● 開所時間について

- ▼自立支援センターは時間が月~金の9:00~16:00までで、仕事をしている間はまったく 利用が出来ず意味がない。休日や夜間にやってもらいたい。(34歳 嘱託・契約社員)
- ▼就業センターを利用しましたが時間帯が 16:00 までなので<u>もっと遅い時間帯</u>まで利用出来 るようになって欲しいと思います。(38歳 嘱託・契約社員)

● 立地について

- ▼もしかしたら自立支援センターを知っているかもしれませんが<u>場所が遠い</u>と言うことが分かり、詳しく確認しませんでした。母子家庭対象のパソコン教室を市役所の広報で知り、市役所の近くで受ける事が出来ました。(46歳 無業)
- ▼資格を取ろうとした時に<u>講座を受ける場所が遠い</u>。都心に行かないとダメでそれが億劫になる。(40歳 パート・アルバイト)
- ▼自立支援センターの事業(場所が遠くて利用しにくいのでもう少し<u>各地区に増やして欲し</u>い)。(34歳 パート・アルバイト)

¹ 旧日本労働研究機構が行った「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001)。

● 人員配置について

- ▼自立支援センターの職員について、もう少し充実させて欲しい。(40歳 アルバイト)
- ▼支援員の方が役所にいる日がもっと増えて<u>予約なしでも相談が出来る</u>と、もっと利用しや すいと思います。(39歳 無業)
- ▼母子家庭就業・自立支援センターは親身になってやさしく対応して下さり助かりますが、 相談は1人で対応されているのでいつも忙しそうで予約をしてからいかないといけない のでなかなか急な時には困る事もあります。(42歳 嘱託・契約社員)

● 制度の周知について

- ▼今年初めて利用させて頂きましたが、相談員が親身になってくださり、もっと早く来ていれば…と思いました。

 気軽にぷらっと寄れることをもっとアピールしてみたらいかがでしょう。(43歳 パート)
- ▼窓口が分からなく、どこでどう聞けばいいのか?<u>4事業について詳しく書いているパンフレット</u>などがあれば教えて欲しいです。それにどれくらいの<u>費用</u>がかかるなど分かれば有難いです。(33歳 嘱託・契約社員)
- ▼<u>色々な支援が受けられる事を始めて知りました</u>。もっと色々と教えて欲しかったと思います。自立支援センターがどこにあるのかも分かりません。(40歳 無業)

● 制度の利用し易さについて

- ▼支援員の方に職業訓練校を教えてもらってとても良かったです。(30歳 正社員)
- ▼自立支援センターで何度か就業相談に伺いましたが、<u>心理テストなどで自己分析が出来た</u> のは非常に有意義でしたが、その後適職探しや転職についての<u>相談になると途端に消極的</u> な対応になったのが非常に残念でした。(56歳 嘱託・契約社員)
- ▼自立支援センターは行かなければ相談には乗ってもらえなかった。<u>電話で具体的な仕事ま</u>で相談に乗ってもらえれば利用しやすいと思う。(47 歳 派遣社員)
- ▼自由(入口で名前などを書いて…)に出入りし PC を使えたり、求人が見れたりして、職員の方と話をしたい場合はピンポンで呼ぶとかした方が利用しやすい。(32歳 パート)

▼利用する際に<u>子供が遊べる場所</u>なども準備して欲しい。自立支援センターの窓口はあって も支援していただける情報が貧しいので頼れない現状を改善して欲しい。(39歳 無業)

●就業支援講習会について

- ▼母子自立支援センターでの勉強などはとても役に立ち、そこで<u>お互いを理解し励ましあえ</u>る友人も出来ました。本当にありがとうございます。(33歳 正社員)
- ▼パソコン講座の案内をいただき、受講することができて、それが<u>今の仕事につながりました。本当に初歩の段階だったので、もう少し次の勉強もしたかった</u>です。(40 歳 嘱託社員)
- ▼母子家庭向けパソコン講習会 (無料のもの) に何回も応募しているが人数が少なく当たらない。受講の機会を増やして欲しい。(37歳 自営業等)
- ▼失業中に自立支援センターを利用したことがありますが、センターのある市内の仕事が中 心で自宅からの通勤に時間がかかりすぎるため就業しにくい。地域であるいは市内であっ ても正規で雇用してもらえる仕事を紹介してもらいたい。(47歳 無業)
- ▼母子家庭自立支援プログラムのパソコン講習を受講させていただきましたが<u>日程的に少し</u> <u>ハードで補習もなく</u>辞退される方も何人かいらっしゃいました。<u>ただの詰め込み方式では</u> なくパソコンに慣れ親しめる様な授業内容であれば尚、良いと思いました。(38 歳 無業)
- ▼年齢が 50 歳を過ぎていたのでパソコンの技能訓練を受けたが若い人とスピードが違うため、中高年者向けの教室があればそちらを選択すればよかったと思う。(52歳 自営業等)
- ▼就業支援講習会 (パソコン初級コース) を受けましたが初級という事もあり、<u>就職には活</u>かせない。中級位まで教えて欲しかった。(38歳 パート・アルバイト)
- ▼いつでも利用できる様にして欲しいのと、<u>応募期間の時に葉書で告知する等、情報提供を</u> <u>充実</u>して欲しい。土、日もしくは夜間学校で資格を取得出来れば、昼の仕事もしながら勉 強できるので近くの施設もしくは小学校などを借りて行って欲しい。(30歳 正社員)
- ▼開校している<u>場所が少ない</u>事と<u>時間的にも遅くまで授業がない</u>ことが改善して欲しいところです。また技術で<u>修得する科目も増やして</u>欲しいです。例: CAD、パソコンでのデータを集計(応用)という管理的なものなど。(39歳 正社員)

(2) 自立支援訓練給付金制度

● 制度の周知について

- ▼雇用保険をかけていた人しか職業訓練校に給付金制度では入れないと思っていた。たまたま就業相談で母子自立支援センターに行ったところ、離婚がどれくらい前か聞かれ、3年以内だったため学校に通え、手当もいただけとても助かりました。制度がいろいろあることなど、もっと宣伝して欲しい。(43歳 嘱託・契約社員)
- ▼自立支援訓練給付金制度など、知らない人が多く利用される事もあまりないと聞いたため、 役所などでのアドバイスや制度の説明も必要だと考えます。母子家庭となった時点で全て の制度を1ヶ所で説明を受けたい。(34歳 正社員)
- ▼プログラム等について<u>役所窓口で手当の申請時や現況届等の際にアナウンス</u>してくれると 良いと思う。(41歳 パート・アルバイト)

● 制度の有用性について

- ▼自立支援訓練給付金制度のおかげで<u>ヘルパー2級をとる事ができ、仕事をする事ができた</u> ため大変助かり感謝しています。(49歳 嘱託・契約社員)
- ▼自立支援教育訓練給付金事業は大変ありがたいものですが、それでも教育訓練講座を受講 して<u>取れる資格や技能というのはあまり高収入に結びつく職に就けず</u>、子供2人いて生計 を立てるのは厳しいのが現状だと思います。(32歳 パート・アルバイト)
- 注)比較的高収入に結びづける就業支援として、後述の「高等技能訓練促進費事業」が別途設けられている。
- ▼補助金が支給されるので受講した。<u>就職口が少ない</u>。母子家庭で5万以上負担するのは正直冒険でした。(49歳 自営業等)

●制度の利用し易さについて

- ▼利用したいと考えていますが<u>費用の一部</u>であることと、<u>経済的に昼間の仕事は辞められないため夜間での通学</u>。子供がいるので通学することが難しいです。鍼灸の学校へ行き資格を取りたいと考えていますが費用も高く現実的には今は無理な状況です。(31 歳 パート)
- ▼自立支援訓練給付金を利用する時に資格を取得する(学校で勉強する)前に申請しなければいけなかったのを知らなかった。あらかじめ先に説明して欲しかった。(24歳 パート)
- ▼教育訓練講座の受講費は講座申込時にお金が必要なので申込時に経費を支給して欲しい。

もしくは受講費の借入れが出来るようにして欲しい。(41歳 正社員)

- 注)現行制度でも、無利子または低利子の「母子寡婦福祉貸付金制度」が利用可能である。
- ▼<u>独学で勉強する為の援助</u>などがあったり、<u>パソコン購入補助</u>などがあれば良いなと思います。(35歳 嘱託・契約社員)
- ▼自立支援教育訓練給付金制度では働きながら訓練の講座は時間帯が合わず受けれないし修 了後の支給では経済的に受けることが出来ません。出来れば県などの公的な講座で安く、 仕事が終ってからでも通える夜間帯にあれば良いと思います。(50歳 正社員)
- ▼自立支援教育訓練の講座レベルでは、すぐに働ける状態にはなれないので<u>期間を長くしてすぐ働けるレベルまで持っていって</u>欲しいし、<u>会社に就業体験</u>などをできるように若者向けの講座のようにして欲しい。(35歳 派遣社員)

(3) 高等技能訓練促進費事業

●制度の周知について

▼高等技能訓練促進費事業は看護学校のクラスメイトから聞いて利用することが出来ました。 知らないで卒業した先輩もいます。<u>もっと制度が浸透すると良い</u>と思います。(39 歳正社 員)

●制度の利用し易さについて

- ▼「○市は高等技能訓練促進費事業をやっていない」と市役所児童福祉課の担当して頂いた 女性に言われた。<u>どの市町村でも行って欲しい</u>。(32歳 自営業等)
- ▼昼仕事の為、高等技能訓練促進費事業など、<u>夕方から夜の時間帯で子供を預かってもらわないと何にも出来ない。</u>(26歳 派遣社員)
- ▼働きながら勉強は可能ですが<u>学費のようなまとまったお金を用意したり実習に行く時間も</u> 取れないと判断し、利用しませんでした。(38歳 正社員)
- ▼高等技能の給付金のように一度は大きな額を支払ったり、訓練期間の 1/3 は支援が出る程度では、その<u>制度を利用できる人は限られてくる</u>と思います。<u>母子家庭の経済状況に合わ</u>せて同じ資格でも支援の幅が違うようにしてもらいたいです。(31歳 無業)
- 注) 2008 年度より市町村民税課税世帯と非課税世帯別に異なる支援方式が導入された。また、経済状況的に厳しい母子家庭は、無利子または低利子の「母子寡婦福祉貸付金」制度を利用することも可能である。

- ▼高等技能訓練促進費事業で<u>専門学校へ入学した時に支給</u>を受けられたらと思います。(32歳 パート・アルバイト)
- ▼介護福祉士として働いていますが、収入が低く(夜勤など出来ない為)出来れば収入の多い看護師になりたいと思い学校に通う事も考えていますが3年間の学費やその間の生活費のメドがたたないので技能訓練促進費事業があっても利用できません。「生活費もしくは学費の貸付けとセットで」にして欲しい。(33歳パート)
- ▼高等技能訓練促進費事業を利用したいと考えているが<u>支給されるまでの生活費の確保</u>に悩んでいます。(37歳 パート)
- ▼介護福祉士の資格取得のため、専門学校に入学したが入学後に高等技能訓練促進費事業の申請を行おうとしたら、相手にされなかった。理由は<u>入学前でなければ受付出来ない</u>との事。融通のきかなさ、また周知の薄さに愕然となった。(42 歳 正社員)
- 注)入学後に申請を受け付ける自治体もある。

●制度の有用性について

- ▼将来自分がどのような職種で働き続けられるか、技能訓練の中から選択できずにいます。 2年以上修業した後、その技能で続けていけるのか不安もあります。<u>地方の公務員や社団</u> 法人などの求人も欲しいです。(33歳 嘱託・契約社員)
- ▼高等技能訓練促進費事業で<u>「保育士」の資格を取れたとしても就職先がなかったら意味がない。私は個人的に保育士の資格を取りましたが就職先が全くなかったので市役所に相談したら、この事業で保育士の資格を取られた人はいないと言われた。(39 歳 派遣社員)注)実態としては、高収入に結びつきやすい「看護師」の職種を希望する母が多かったと思われる。</u>

(4) 母子自立支援プログラム策定事業

●制度の利用し易さについて

- ▼フルタイムで仕事をしながら受付時間に行くのは難しかった。(39歳 派遣社員)
- ▼ハローワークへ行ったり区役所へ行ったりとても大変だったのを覚えております。<u>1ヶ所で全てまかなえれば</u>、なかなか子育てなどで時間の取れない私達母子家庭には助かることなのです。(29歳 パート)
- ▼母子自立支援プログラム策定事業は最終的に自分で考える点も多くあり、そのために一人

で動いている方が、動き易かった。<u>決められて報告する部分があって相談してもなかなか</u>解決方向へは厳しいと感じた。(42歳 パート・アルバイト)

- ▼母子自立支援プログラム策定事業を申し込みしてから区役所の相談員を職安の相談員の日程調整で 10 日位待たされた。金銭に余裕が無い状態で一刻も早く就職を決めたいと思って、3日位の待ちで対応して欲しいと思いました。(44歳 嘱託・契約社員)
- ▼私はハローワークを通じて職業訓練校のパソコン初級コースを1ヶ月半受けましたが、<u>ハ</u>ローワークと市の窓口の母子自立支援のつながりがなく受講料以外は全て自費でした。横のつながりを密にして情報を与えて欲しかったです。(57歳 パート)

●制度の有用性について

- ▼現在の職に就けたのは自立支援員さんのおかげだと私は思っています。Excel、Word を無料で学ばせて頂ける機会があることは<u>次の仕事へのステップアップ</u>にもなり、自信にもつながります。(29歳 パート)
- ▼私は自立支援プログラムを知り、仕事につくことができましたが、他の人はまだまだ知らないと思います。母子家庭のボシと聞いただけで『恥ずかしい』というお母さん方が多いと思うので別の呼び名もあったらいいかと思います。(33歳 パート)

(5) 支援制度全体

●制度の周知について

- ▼<u>事業の内容が分かりにくく</u>、母子家庭になって8年になりますが昨年度、市役所から福祉 係さんの方から初めて知らされた。(43歳 無業)
- ▼仕事をしているとなかなか窓口まで話を聞きにいくことさえままならないのが現状です。 郵送などでもよいので、支援情報を送ってくれたらと思う。(32歳 嘱託・契約社員)
- ▼窓口がそれぞれ違ってわかりにくい。まず名前が長く分かりにくいと思う。制度についても知らない方も多いのでは…と思う。(39歳 パート)
- ▼リーフレットを読めば分かったのでしょうけど、今まで知りませんでした。<u>口頭でもっと</u>知らせて利用を促して欲しい。(32歳 自営業等)
- ▼周りの人達はどのようにして就職したかどうかの声を聞きたいので、たより等あったら便

利かも。(26歳 パート)

- ▼目に付くような宣伝をして欲しい。内容を具体的に教えて欲しい。(39歳 無業)
- ▼4事業に関して詳しいことを知らない。母子自立支援は〇〇市ではあるのかさえ知らない。 利用したい有無などを聞き、<u>利用したい人にはインターネット、手紙など</u>でいつでも利用 できるようにして欲しいです。(47歳 派遣社員)
- ▼事業は平日9~5時なので行く事が出来ず、また母子の母親は働いているので家に帰って も調べる余裕などありません。<u>仕事場やスーパーなどにパンフレット置いて欲しい</u>です。 (32歳 正社員)
- ▼失業した時に失業保険をもらいながらハローワークで就職活動をし就職相談にも何度も足 を運んだのですが、母子対象事業の事は一度も聞いた事がなかったです。<u>連携し合って</u>欲 しいです。(年齢不詳 派遣社員)
- ▼仕事を探してる間、<u>随分ハローワークにも行ったのですがこういう事業がある事は知らせてもらえませんでした。公的機関は何でも"聞かないと教えてくれない"です</u>。聞こうにも全く知らない事は聞きようがありません。(40歳 嘱託・契約社員)
- ▼そういう事業がある事を知りませんでした。以前母子寮に居ましたが、全くそういう情報 もなく、資格取得、スキル UP は収入 UP のために強く必要と感じます。(37歳 パート)
- ▼情報がつかみにくい、むずかしい言葉が使われていて、<u>分かりにくい</u>。<u>どこでどのように</u> すればどのくらいお金がもらえるのかを大きくうたって欲しい。(26歳 正社員)
- ▼身近に分かりやすく情報を流して欲しい。例…市政だよりなど細かく。(50歳 パート)
- ▼<u>市の母子会に入会しているので</u>4事業の情報もそこと常に連携(つながり)をもってもら えると情報等も得られやすいと思う。(43歳 派遣社員)
- ▼4事業のこと、今は<u>すべて知っています</u>。それを知った<u>きっかけは母子会の会員</u>になって 知りました。もっと早く知っていれば絶対に利用していたと思います。(39歳 自営業等)

● 制度の利用し易さについて

- ▼相談に乗ってくれる方の人柄や性別などを考えて配慮して欲しい。始めに担当になってくれた方は女性でカウンセラーのように就職についてだけでなく話を聞いてくれました。20 社近くの会社で採用にならず、正直「もうダメかも」と思った時も彼女のおかげでかんばれたように思います。良い相談員の方にめぐり会えて幸せだったと思っています。(48歳正社員)
- ▼皆が利用しやすいよう<u>相談の間、託児室を設けたり</u>、"上から物を言われている"という印象なく親身になる対応を望みます。(44歳 嘱託・契約社員)
- ▼<u>事務的な対応</u>が多く、失望させられる事が多かった。もっと<u>プログラムやアドバイスに多様性を持たせ</u>、<u>横の連携</u>などを良くしていって欲しいと思います。(50 歳 嘱託・契約社員)
- ▼<u>ハローワークみたいなところで母子家庭専門に相談に乗ってくれる所</u>、有利な情報を提供してくれると有難い。(34歳 正社員)
- ▼どこでどんな制度や事業があるか分からない。それぞれの事業ごとに聞きに行くのではなく<u>1ヶ所で相談や支援制度が利用出来ると良い</u>です。(41歳 パート)
- ▼<u>4事業の窓口を一本化して専門の相談員を置く</u>。その相談の内容によって4事業のいずれかに振り分け(不要な場合は実態把握のみで可)。母子家庭かどうかは各市町村でなければ把握できないので<u>役所などに専門員を配置するのがベスト</u>だと思われる(41 歳 パート)
- ▼<u>手続きや審査などで時間がかかってる。</u>生活の為、働かなければならない状態だったので 仕事を休んでまで行ける余裕がなかった。もう少し簡単に利用できるように。(35 歳正社 員)
- ▼名前が(呼び名)母子家庭でないと利用できないのでは、との思い込みがあるが実際はどうなのですか?離婚に向けて準備中や進行中の母子をサポートする役所の窓口があってもいいと思います。(39歳 パート)
- 注)離婚調停中の母を支援対象としている自治体もある。詳細は、居住地域の自治体の窓口に問い合わせを。

●制度の有用性について

- ▼自立支援教育訓練費の相談をしに区役所に行った所、対応してくれた方がとても親身になってくださり、正社員として仕事を探す手助けをしていただきました。自信もなかったのに力強く後押しをしてもらいとても感謝しています。いろいろな名目の事業がありますがなにより人と人との出会い、その方の人柄人間性でとても有意義なものになるか否かはわかれると思います。(47歳 正社員)
- ▼私はそのような事業があることをつい最近まで知りませんでした。<u>知ったおかげで就職先</u> <u>も斡旋してもらえ、無事就職</u>ができました。もっと事業内容をアピールした方がよいので はないでしょうか。とても有り難く、役に立つシステムだと思いますが。(39歳 正社員)
- ▼○○中央職業訓練校に雇用保険、生活保護を受けて行かせてもらいました。<u>素晴らしくて、とても勉強になり感謝しています</u>。しかし半年という時間では社会で全く通用せず戸惑ってます。(30歳 正社員)
- ▼何か職や技術を身に付けても必ず<u>仕事が見つかる保証がない</u>。身に付けるための通い学ぶ間の生活費がなくなる。近くにないと<u>交通費だけでも積み重なり負担</u>となる。(35 歳 嘱託・契約社員)
- ▼時々、パソコンや簿記の講習、ヘルパー講習の連絡がくるが、ほとんど平日、日中を週1回とか仕事を休めない。<u>講習内容がハードワークな仕事</u>(ヘルパー)、すぐクビになる医療事務では今のパートと大差なく、講習中に収入がなく現実的ではない。(34歳 パート)
- ▼パソコンの技能を身に付けられたことは大変助かりました。ただ現在、パソコンを使えるのは当り前の事で、それを就職に役立てられるかと言えばそうでもないのが現状です。もっとその人にあった資格のアドバイスをして欲しいと思います。(38歳 嘱託・契約社員)

●その他

- ▼仕事がなく、低所得で働かないと生活できなのでの<u>資格を取る時間も費用もない</u>。(44 歳パート)
- ▼色々と活用したいが<u>場所が遠く</u>なかなか行けない。<u>ホームページ</u>を利用したいが<u>あまり充</u> 実していない。(20歳 パート)
- ▼ここでも地域格差を感じる。この事業の恩恵を受けるのに1時間以上も通学に時間を取る

事は現実的ではない。本業だけの収入では間に合わず副業をし合間に家事、育児、寝る時間も1日3~4時間、ほとんど気力だけで生きている。いつ何で途切れるか自分自身も不安である。(40歳 パート)

- ▼母子家庭に法的にならないと受けられない制度ばかりで使えなかった。<u>明らかに離婚に向けて協議中だとか裁判中など、証明できるものがあれば母子家庭扱い</u>にして利用させて欲しい。(33歳 無業)
- 注) DV 被害者は原則として離婚前から母子家庭への支援制度を利用可能である。また、離婚調停中の母を母子 家庭扱いする自治体もある。詳細は、居住地域の自治体の窓口に問い合わせを。
- ▼将来の事を考えると技能を身に付けたいと思っていますが、毎日、<u>毎日の生活に追われ</u>、 今の仕事を続けてあっという間に時間が過ぎるのでやりたいことは沢山ありますが子育 て、仕事としているうちに年齢が過ぎてしまうのが現状です。(39歳 派遣社員)
- 2. 望ましい就業支援策 (その他:自由回答)

●仕事の斡旋・紹介

- ▼出来るだけ残業がないなど、時間の融通がきく職場を紹介して欲しい。(30歳 正社員)
- ▼母子家庭という事を配慮した就職先の紹介を充実させて欲しい。(32歳 パート)
- ▼1日でも早く就職したいので支援センターサイドでも、<u>ハローワークの検索情報を送付す</u>るだけでなく斡旋して欲しい。(38歳 嘱託・契約社員)
- ▼ハローワークの開所時間の延長、休日も対応して欲しい。(37歳 正社員)
- ▼国、各自治体が安い賃金でもいいから働けるところを提供して欲しい。(38歳 無業)

●資格・訓練

- ▼<u>絶対に就職に結び付くような技能</u>を修得できる施設(卒業後は就職が約束されている学校など)を作って欲しい。(46歳 正社員)
- ▼仕事をしながら土日、祝日などを使い、期間は長くなっても良いので<u>確実に資格が取れるような訓練受講、講習体制</u>を作って欲しい。学びたい気持ちがあるが、時間、費用、日程が合わずステップアップする事も出来ず収入アップ、転職も出来ず<u>悪循環の繰り返し</u>、自立し、支援なくして生活したくても現実的にはなかなか厳しい。(44歳 正社員)

- ▼パソコン操作はスキルアップしてきたが補助的な事務の仕事にしか職に就けず、勤労意欲 が低下している。<u>カウンセリングや母子家庭のグループワーク</u>、正社員で採用されるため のセミナーを行って欲しい。(34歳 派遣社員)
- 注) 2008 年度より、ハローワークにカウンセリング事業が新たに導入される。

○子供の保育

- ▼休日、夜間に保育プラス、病時保育を自宅に来てしてくれる信頼がおける<u>ヘルパー制度</u>(44歳 嘱託・契約社員)
- 注) 現行制度においては、労働者である等一定の要件を満たした場合に、緊急サポートネットワーク事業により、 こうしたニーズに対応することが可能となっている。
- ▼学童保育の学年を上げて欲しい(現在4年生なので一人で留守番)。(40歳 正社員)
- 注)児童福祉法第6条の2では、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童が放課後児童健全育成事業の対象となる。しかし、実際の運用は自治体によって様々であり、小学校高学年まで受け入れを行っている自治体もあるようです。詳細については各自治体の担当課へ。
- ▼病児保育、通院の付き添いなど。※病後ではなく(36歳 パート)
- 注) 現行制度においては、緊急サポートネットワーク事業はこうしたニーズに対応することが可能となっており、 利用者又は援助者の自宅にて対応している。

3. 困ったことなど

○仕事に関する支援

- ▼マザースハローワーク等、<u>女性が利用しやすい職業紹介所をもっと増やして</u>欲しい。(40歳 正社員)
- 注) 2008年度より、マザースハローワークが全国で50ヵ所程度増設される予定。
- ▼事務系の仕事に就きたいと希望していますが、<u>年齢制限の壁が大きく</u>なかなか職に就けません。就業支援のための講習を受講し取得した資格もなかなか活かす事が出来ません。出来れば講習を受講後、就職先の斡旋などをしていただきたい。(46歳 パート)
- ▼35 歳を過ぎると、なかなか仕事(正社員)が見つからない。特に事務職。<u>障害者は受け入れたりしてくれる様</u>に制度(障害者義務雇用制?)があるのだから母子家庭も(特に若者でなく30歳過ぎた人達に)そういう制度があったらいいと思います。(36歳 パート)
- ▼在宅の仕事も探しましたが、どこを当たっても「ありません」と言われました。<u>在宅職に</u> ついての詳しい情報も欲しいです。(25歳 無業)

- ▼事務の仕事に就く為(正規の事務)、パソコンの技能(Excel、Word、Power Point Access、CAD等)のスキルアップに努力してきたが非正規雇用の事務の仕事にしか職に就く事が出来ない。例えば3ヶ月企業で実習しながらその後、正社員として雇用するような制度を作って欲しい。(34歳 派遣社員)
- 注)こうしたニーズに対応して、母子家庭の母向けの「トライアル雇用奨励金制度」が既に設けられている。詳細については、最寄りのハローワークへ。
- ▼母子の母のみならず、社会全体が、「<u>お母さんに優しい会社</u>」が増えていって欲しい。例: 休みやすい、残業がない、土日休み、待遇が良い。(36歳 嘱託・契約社員)

●子どもに関する支援

- ▼新宿区にある「ABC 保育園」のような園があれば夜遅くや日祝など安心して働けるでしょうし、また<u>病気でも看護体制が整っている園</u>(学童も)があれば更に安心できると思います(身近な所には1園もありませんが…)。(40歳 パート)
- ▼子供が小さいと保育所などの<u>時間外保育</u>、また小学生の場合は<u>学童保育の充実</u>を強く望みます。私の場合、子供を預ける学童保育がなく、低学年で留守番をさせるしか手段がなく、 防犯の面や火の元など、心配しながら留守番をさせました。(47歳 正社員)
- ▼保育所になかなか入れなかったのが困りました。<u>求職中も職安などに通っていれば保育所</u> に在園できるようにして欲しい。(28歳 パート)
- 注) 国が 2003 年に自治体に対して母子家庭の子供を優先的に入所させるよう通達を出している。詳細について は各自治体の保育課へ。
- ▼土日、祝日も仕事があるので、休日も保育してくれるようになれば嬉しい。保育所の数があまりにも少なすぎる!保育所を設置したり、また地域の学童保育の拡大(人数や時間延長など)を希望したい。(37歳 パート)

●くらしに関する支援

- ▼安く入れる住居を探す為の help をして欲しい。(26 歳 正社員)
- ▼生活費の半分が家賃、府営等に優先して入居できればと。(39歳 パート)
- ▼日々の生活費は常に赤字状態でそれを児童扶養手当で埋めていくのが現状です。この状態で、児童扶養手当を打ち切られたら生活して行くのは不可能だと思います。(41 歳自営業)

●行政への要望

- ▼相談する場所などは知っているが仕事をしていると行けずにいるので<u>土日なども受付</u>していると有難い。(45歳 正社員)
- ▼地域ごとに母子家庭が受けられる<u>サービスを各家庭に郵送</u>して欲しい。あまり連絡がこないので知らない事が多い。(38歳 パート・アルバイト)
- ▼子供を母親1人で育てあげるのにお金の面での不安が大きい。すべての面において社会に この先、<u>生活しやすくなるよう</u>、いろいろな事を考えて欲しい。しかし、母子の医療政策 には現在とても助かっております。 (31 歳 パート)
- ▼行政はもっと<u>母子家庭の実態を知って欲しい</u>。「ワーキングプア」と言葉だけで終らせないで下さい。養育費の確保や子供に対しての支援をもっと手厚く。(49歳 嘱託社員)
- ▼好きで母子家庭になったわけではなく、仕方ないのでなったのでもっと社会の見方を変えて欲しい。男の人がもっとしっかりしていればいいと思います。養育費も払ってくれないし、法律で相手から国が徴収してくれれば良いと思います。 (33 歳 正社員)

● 偏見・差別

- ▼母子家庭だから女性だからと軽く見ないで欲しいです。自立する為には差別なく受け入れて頂けたら良いと思います。(44歳 パート)
- ▼自分の勝手で一人になり、わがままとも思うが、それで<u>差別をされるのは自分自身よりも</u> 子供に申し訳なく考える。だから社会で頑張っていきたいとも思います。(41歳 正社員)
- ▼契約社員で勤めているが、給料以外は社員と同じ扱い。正しく理解をしてくれ、<u>差別のな</u>い社会、平等に見てくれる社会が増える事を願います。(31歳 嘱託・契約社員)
- ▼母子家庭という理由だけで何社も断わられました。ちゃんと仕事を見た上で判断して欲しい。社会にも母子家庭でもみんな一生懸命生きている事を理解して欲しいです。(44歳 派遣社員)

●社会・ネットワーク

▼会社の体制だけでなく<u>社会全体で</u>(母子に関わらず)<u>子育て中の家庭に対する配慮</u>を再考して頂ければと思います。(42歳 無業)

- ▼母子家庭の中の子供達に社会にもっと関心をされるように地域活動を行って欲しい。子供達に母親以外にも大勢の人とのふれあうチャンスを作って頂きたい。(28歳 無業)
- ▼母子家庭の子だけで働きながら<u>みんなで協力できる会社を設立したい</u>。同じ苦しみをみんなで助けて働ける会社がいい。(38歳 無業)